

介護事業所・施設等の設備災害復旧 (社会福祉施設等設備災害復旧費補助金)

災害により被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する設備等の経費に対する国庫補助を行い、被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスを確保する。

1. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
2. 補助率 定額補助
(介護保険サービス・施設ごとに定める額)
3. 補助対象 災害により被災した介護事業所・施設等を有する事業者
(対象となる事業所・施設等は右のとおり)
4. 補助対象となる経費の例
 - ・ 事業所の車輛（訪問、送迎、移送用）
 - ・ 事務用品、事務機器（パソコン、デスク、コピー機、キャビネットなど、事業所・施設事務に要するもの）
 - ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
 - ・ その他事業再開に必要な初度経費

(対象となる介護保険サービス・施設)
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、
訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、
短期入所生活介護、短期入所療養介護、
特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、
居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、
夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、
認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、
認知症対応型共同生活介護、
看護小規模多機能型居宅介護、養護老人ホーム、
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、
介護老人保健施設、介護医療院、
地域包括支援センター